平成２８年（フ）第８１号
富山市堀川町801番地　市営住宅１棟201号、前住所富山市山室310番地８
破産者　坪見　静枝
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
富山市於保多町11番５号
破産者　坂本富美子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４号
長野県佐久市田口4828番地１
破産者　清水　　哲
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２２５号
静岡市清水区大手１－８－３　加藤方、住民票上の住所静岡市清水区谷津町１丁目258番地の１
破産者　村岡　利信
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７６号
静岡県焼津市西島11番地の１、旧住所静岡県焼津市飯淵555番地の１
破産者　村田喜巳代
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８号
愛知県春日井市知多町２丁目94番地
破産者　中華食房ふぁんふぁこと長源福美こと宋　　福順
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１１号
大阪府枚方市田口４丁目41番11―106号、従前の住所愛知県春日井市篠木町５丁目1313番地80　スクールヤード・シノギ201号
破産者　橋本　壮司
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４７号
愛知県小牧市大字小牧原新田2621番地　ディ・ドリーム302号、従前の住所愛知県小牧市大字間々原新田932番地２
破産者　橋口　智之
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７１号
愛知県半田市宮本町１丁目９番地の１　セントラル宮本102号、住民票上の住所愛知県半田市宮本町１丁目９番地の１　コーポＫ．Ｔ102号
破産者　企画乃森田屋こと　森田　剛得
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７５号
愛知県知多郡東浦町大字生路字門田41番地
破産者　原田　紀孝
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３号
島根県大田市大田町大田イ860―３　石東病院内、住民票上の住所島根県大田市久手町波根西474番地
破産者　下垣富美子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第２０２号
熊本県上益城郡御船町大字高木922番地　フジックス社宅201号
破産者　本田　欣也
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
熊本県菊池郡菊陽町光の森７丁目22番地10　グリーンパーク光の森Ｂ棟　105号
破産者　大田　昌國
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
青森県上北郡野辺地町字田名部道18番地１　ハイツ北野２号
破産者　滝澤　眞弓
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字前田81番地18
破産者　中道　　崇
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
宮城県角田市横倉字関ノ内36番地１　関ノ内住宅70号
破産者　横山　秀子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１６２５号
横浜市南区唐沢60　ラフィネ唐沢101号、旧住所山口県萩市大字椿3035番地
破産者　山中キヨ子
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９３号
横浜市栄区中野町1080番地の18
破産者　金田　　勉
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部